

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

第 5 回 理 事 会

日時：令和 7 年 3 月 2 4 日（月）

午前 1 0 時 0 0 分～

場所：きぼーる 1 5 階ボランティア活動室

議題（１）令和６年度決算見込みについて

収入支出決算見込書

【収 入】

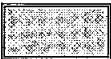
千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		当初予算額	収入済額	差引額	摘 要
項	目				
補助金	区連協補助金	1,446,000	1,446,000	0	区連協相当分：842,600円 地区連協交付金：603,400円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負担金	負担金	274,544	250,804	△ 23,740	61,272世帯×2円＝122,544円（地区連協負担金） 53人×2,420円＝128,260円（活動研修会参加者負担金）
繰越金	前年度繰越金	692,736	692,736	0	
雑収入	雑収入	9	575	566	預金利子
合 計		2,413,289	2,390,115	△ 23,174	

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		当初予算額	予算流用額	予算現額 (A)	支出額 (B)			予算残額 (A) - (B)	摘 要 ※下線は補助対象外経費
項	目				補助対象経費	補助対象外経費			
交付金	地区連協交付金	603,400	0	603,400	603,400	603,400	0	0	地域運営交付金（第9、13、16地区）を除く
事務費	事務費	420,000	0	420,000	372,984	372,984	0	47,016	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵送代
会議費	総会費	147,000	32,874	179,874	179,874	179,874	0	0	総会資料作成、郵送代
表彰費	表彰費	55,000	0	55,000	7,498	7,498	0	47,502	被表彰者記念品代、表彰状（1名）
渉外費	渉外費	33,000	0	33,000	8,000	0	8,000	25,000	年賀名刺交換会会費（区連協会長）、弔慰金
事業費	活動研修費	502,000	464	502,464	478,724	350,464	128,260	23,740	視察研修費、傷害保険料、参加者昼食代
旅費	費用弁償	104,000	0	104,000	95,000	95,000	0	9,000	理事・監事の費用弁償
予備費	予備費	548,889	△ 33,338	515,551	0	0	0	515,551	
合 計		2,413,289	0	2,413,289	1,745,480	1,609,220	136,260	667,809	



…地区連協交付金の返還による今後の変更の可能性有

【区連協補助金の状況】

（区連協補助金当初予算額）（補助対象支出額）

$1,446,000円 - 1,609,220円 = \Delta 163,220円$

【令和7年度への繰越額】

（収入済額合計）（支出額合計）（残額＝繰越予定額）

$2,390,115円 - 1,745,480円 = 644,635円$ （参考：前年度繰越額 692,736円）

議題(2) 令和7年度役員選出(案)について

1 千葉市中央区町内自治会連絡協議会歴代役員

年 度	会 長	副 会 長	会 計
平成10年度			
平成11年度			
平成12年度			
平成13年度			
平成14年度			
平成15年度			
平成16年度			
平成17年度			
平成18年度			
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			
令和6年度			
令和7年度(案)			

※数字は地区連番号

2 現理事就任年月日

地区連番号	理事氏名	就任年月日	地区連番号	理事氏名	就任年月日
第2地区		令和3年05月15日	第13地区		令和4年04月24日
第3地区		令和5年05月06日	第15地区		令和5年05月14日
第4地区		平成29年05月20日	第16地区		平成30年04月23日
第5地区		令和元年5月17日	第21地区		平成26年05月10日
第8地区		平成26年08月27日	第27地区		令和3年04月25日
第9地区		平成5年04月01日	第45地区		令和3年05月10日

3 千葉市町内自治会連絡協議会歴代会長

年 度	会長氏名	区	年 度	会長氏名	区
平成10年度		中央区	平成24年度		稲毛区
平成11年度		花見川区	平成25年度		若葉区
平成12年度		稲毛区	平成26年度		緑区
平成13年度		若葉区	平成27年度		美浜区
平成14年度		緑区	平成28年度		中央区
平成15年度		美浜区	平成29年度		花見川区
平成16年度		中央区	平成30年度		稲毛区
平成17年度		花見川区	令和元年度		若葉区
平成18年度		稲毛区	令和2年度		緑区
平成19年度		若葉区	令和3年度		美浜区
平成20年度		緑区	令和4年度		中央区
平成21年度		美浜区	令和5年度		花見川区
平成22年度		中央区	令和6年度		稲毛区
平成23年度		花見川区	令和7年度		若葉区

中央区連協 通常総会議長選出の実績

	年度	R7案	R6	R5	R4	R3	R2	R1	30	29	28	27	26	25
2	末広中学校区		○								○			
3	葛城中学校区	○								○				
4	椿森中学校区								○					
5	緑町中学校区						○	(30会長)						
8	新宿中学校区							○						
9	蘇我中学校区					○								
13	生浜中学校区				○									
15	轟町中学校区													
16	松ヶ丘中学校区	(会長)	(副会長)	(副会長)										
21	川戸中学校区			○										○
27	星久喜中学校区	(副会長)	(会計)										○	
	都 地 区	(6 会計)	(会計)									○		

中央区連協 通常総会議事録署名人選出の実績

	年度	R7案	R6	R5	R4	R3	R2	R1	30	29	28	27	26	25
2	末広中学校区						○					○		
3	葛城中学校区					○					○			
4	椿森中学校区					○				○	(会長)			
5	緑町中学校区				○						○			
8	新宿中学校区			○	(会長)					○				
9	蘇我中学校区			○					○					
13	生浜中学校区		○						○					○
15	轟町中学校区													
16	松ヶ丘中学校区		○					○						○
21	川戸中学校区	○			○		(会長)	(会長)					○	
27	星久喜中学校区	○						○				○	(議長)	
	都 地 区						○						○	

中央区連協 監事選出の実績

	年度	R7案	R6	R5	R4	R3	R2	R1	30	29	28	27	26	25
2	末広中学校区	会計		監事			副会長	副会長	会計	監事		副会長	会計	会計
3	葛城中学校区		監事		会計	会計	監事		監事				監事	
4	椿森中学校区		会長	会長	副会長	副会長	会計	会計	会計		会長	会長	副会長	副会長
5	緑町中学校区	副会長	副会長	副会長	会計	会計			会長	会長	副会長	会計 監事		
8	新宿中学校区	監事			会長	会長	副会長	副会長	副会長	会計	会計			
9	蘇我中学校区	監事						監事			監事			監事
13	生浜中学校区	会計		監事		監事		監事		監事			会長	会長
15	轟町中学校区												副会長	会計
16	松ヶ丘中学校区	会長	副会長	副会長	副会長	副会長	会計	会計		会計	監事		監事	
21	川戸中学校区		監事			監事	会長	会長	副会長	副会長	会計	会計		副会長
27	星久喜中学校区	副会長	会計	会計	監事		監事			副会長	副会長	副会長	会計	監事
	都 地 区		会計	会計	監事				監事			監事		

報告（２）町内自治会の未加入問題について

<第４回理事会における意見一覧>

新規住民へのアプローチ

- ① 戸建の場合、ハウスメーカーが町内会を勧めてくれて連絡をいただくことがあり、とてもありがたいと思っている。町内会だけではなかなか難しいので、行政からハウスメーカーに言ってもらえるといいが、それには町会に入るメリットとデメリットがはっきりすると説明しやすいと思う。役員になりたくないから入りたくないという声をよく聞かすが、例えば、暮らすまちの街灯が半分になって暗くなり、ごみがあふれてまちが汚くなることをあげ、町会費の使われ方を説明することも必要ではないかと思っている。集合住宅は独自のごみステーションだが、街灯は関係あるので、町内会でも取り組みやすくなるのではないかと。
- ② 駅近の商業地域なので、30～40坪の空き地があると、8～9階建てのワンルームマンションが建ってしまう。市でワンルームマンションの規制はできないのだろうか。
区：建築部に確認するが、宅地開発指導要綱に基づいて、事業者も建てている。ワンルームマンションの問題は前からあるので、建築主に町内自治会加入の協力依頼を送っている。
【確認】
 - ・開発許可の必要はなく、宅地課での制限はなし（宅地課）
 - ・ワンルームマンション建築指導要綱にて建築・管理の基準を定めているが、建てることを制限はできない。建築基準法に基づき、建てている。（建築指導課）※商業地域は、高層ビルや高層マンションを建てることのできる地域。
- ③ ワンルームマンションは不動産会社にアプローチしないと難しい。町会費を多少安くし、町会費の請求も不動産会社に行っている。個人へのアプローチは難しい。不動産会社によっては断られるケースもある。どこに問い合わせたらいいかわからない建物もあるので、ワンルームマンションの情報（連絡先）がわかったら教えてほしい。
区：情報提供できるかどうか、確認する。
【確認】
 - ・建築指導課の窓口にて、情報提供できる。（建築指導課）
- ④ ワンルームマンションは半額にしており、管理会社に話をしている。最近の事例だと、戸建2軒のうち、1軒は役員になるのがネックで入ってくれず、もう1軒はお子さんが餅つき大会に参加したいというのをきっかけに入会してくれた。分譲マンション2棟には話をしたが、最終的に管理組合で入らないという決定がされ、入ってもらえなかった。
- ⑤ 不動産業者が町内会加入の説明をしてくれる場合としてくれない場合がある。宅建業法がからんでいて、説明していると思われるが、どこまで説明するかは業者によって異なるようだ。

- ⑥ ミニ分譲の地域で、業者が道路を作り、防犯灯を立てたが、工事が終わって防犯灯が消えてしまった。新住民が防犯灯を付けてほしいと区役所に行き、区役所から防犯灯は町内会が管理し電気代を払っていると聞いて、町内会に入ってくれたケースがあった。また、別の町内会で、町内会に入らないと一度は断られたが、新住民がゴミステーションを自分たちで管理できずに、町内会に入るから管理してほしいと言ってきた事例もあった。
- ⑦ 建売住宅の下水道工事を行う際に、自治会長に連絡がくるので、そのときに業者に説明したりする。事例では、防犯灯を管理してくれるなら町内会に入ってくれた。
- ⑧ 自分のまちが明るくてきれいなのが一番だが、そのためには町会に入って、町会費を払ってもらうことを発信している。また、会員に理事をやってくれないかと発信したところ、1名手があがった。
- ⑨ 町内会が面白い・楽しいと思ってもらえるようなイベント、若い親子や小中学生が参加するものを企画していけば、町内会に入りたいという人もいると思う。役員になりたくないという声もある中で、役員の負担を減らすための取り組みとして、LINEの公式アカウントを作り、デジタルでお知らせを送っていて、世帯数の約半数が登録されている。今は紙とデジタルと両方だが、いずれはデジタルに変わっていくと思う。

町内自治会と行政間で、連携・協働できること

- ⑩ ごみの問題。アパートは学生が多いが、大学の4年だけしかいないので、ごみに対する意識があまりない。大学入学時にごみの指導などできないかと働きかけたこともあったが、できなかった。これを行政にやってもらえると助かる。
区：コロナ前は、大学の入学説明会で、ごみや町内自治会の加入を説明していたが今はしていない。今後検討していく。
- ⑪ 千葉市に転入時に、ごみや自治会加入について、何か説明はあるか。
区：ごみの分別の冊子や自治会加入のリーフレットはお渡ししているが、具体的に説明することまではできていない。外国人に対しては、外国語版を渡している。
- ⑫ 宅建協会と協定を結んでいたのでは。
区：市民自治推進課と宅建協会が連携して、自治会の案内などを協会加入の不動産業者にアナウンスしてもらっている。
- ⑬ ごみについて。カラス除けは、当町内会では8割くらいかごを使っていて、かごを置けないところはネットを使っている。ネットの支給でなくて、かごの補助をしてほしい。カラス被害がかごに変わってから格段に改善された。
区：以前にそういった意見があり、環境局に確認したが、かごの補助の予定はないとのことだった。

町内自治会の未加入問題について(議題提案要旨)

第3地区連協

- 表記議題は、町内自治会、市・区にとって避けて通れない問題。
 - 第3地区においては、地域住民構成は、町会加入者、未加入者の割合が逆転の状況。
(最近5年間で▲16%)
30年度6,237世帯→令5年度5,242世帯(▲995世帯)
 - 地域住民の世代交代が進む中、戸建→戸建ではなく、戸建→マンション、店舗→マンションが顕著化。
 - 新規住民へのアプローチ
 - ・ 区役所は、町内自治会加入促進のチラシ配布。
 - ・ 町内自治会は、個別に新住民(又はデベロッパー、管理会社)に加入の働きかけ。

↓

 - ・ 戸建→戸建は、交渉の余地あり。
 - ・ 戸建→マンションの場合、賃貸特にワンルーム系はほぼ加入可能性なし。
 - ・ 分譲は、可能性はあるが、①役員選出、活動役割負担否定的。②会費負担の価値に疑問。③地域とのコミュニケーション無関心。(必要な情報はネットで手に入る。)
- ↓
- ・ 加入後も継続には、手立てが必要。(興味を持つ地域情報提供、町会費負担低減等)
- 町内自治会と行政(市・区等)間で当問題に対し、連携・協働できることはないか？
 - ・ 例：市・区からネットで情報提供する中に各町会情報へつなげる窓(コーナー)を創る。
町内自治会側は、回覧情報をWEB内で閲覧する方法を摸索。⇒デジタル化の活用
(回覧は1枚とし、QRコードクリックで回覧物閲覧。)
- 一方、未加入問題は、時代の変化と認識し、未加入者に対しては、
 - ・ 市・区のホームページで回覧物閲覧可能とする。
 - ・ 大規模マンションは、市・区より町内自治会の設立を促す。等、対応の2分化を検討する時代ではないか。
 - ・ 市・区→町内自治会→住民
 - ・ 市・区→住民
- 市・区内の当課題に関して今までと違う観点からの議論は？